



鳥取県公報

平成16年 3月12日(金)
号外第23号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(2)(運転免許課).....	1
病院局管理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程(1)(総務課).....	2
	鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程(2)().....	4

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月12日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
(公安委員会にする申請等の経由先) 第1条 略 2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。	(公安委員会にする申請等の経由先) 第1条 略 2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 書</th> <th>機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免</td> <td>鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許</td> </tr> </tbody> </table>	申 請 書	機 関	略		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免	鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 書</th> <th>機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免</td> <td>鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許</td> </tr> </tbody> </table>	申 請 書	機 関	略		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免	鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許
申 請 書	機 関												
略													
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免	鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許												
申 請 書	機 関												
略													
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免	鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許												

許証更新申請書、運転免許証の更新期間における免許証更新申請書、指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付した限定解除審査申請書等及び国外運転免許証交付申請書	試験場
略	

(試験の場所)

第15条 免許試験は、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所において行う。

免許の種類	場所
大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、 ^{けん} 牽引免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許、 ^{けん} 牽引第二種免許及び ^{けん} 仮運転免許	鳥取県自動車運転免許試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所 ただし、法第97条第1項第1号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
略	

(合格発表)

第18条 免許試験に合格した者の発表は、当該免許試験を行った日に、当該免許試験を行った場所に掲示し、又は口頭により行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年3月12日

許証更新申請書、運転免許証の更新期間における免許証更新申請書及び指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付した限定解除審査申請書等	試験場
略	

(試験の場所)

第15条 免許試験は、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所において行う。

免許の種類	場所
大型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許	鳥取県自動車運転免許試験場 ただし、法第97条第1項第1号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
略	
大型特殊自動車免許、 ^{けん} 牽引免許、大型特殊自動車第二種免許、 ^{けん} 牽引第二種免許及び ^{けん} 仮免許	その都度公安委員会が指定する場所

(合格発表)

第18条 免許試験に合格した者の発表は、当該免許試験を行った日に、当該免許試験を行った場所に掲示して行う。

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動表細目に対応する移動後表細目が存在しない場合には、当該移動表細目（以下「削除表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示及び削除表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																																																																													
<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">鳥取県立中央病院</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療技術局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央検査室</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>理学療法室</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>診療情報管理室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">鳥取県立厚生病院</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療技術局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央検査室</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>理学療法室</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>診療情報管理室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		鳥取県立中央病院	略	略		医療技術局	略		中央検査室		<u>理学療法室</u>		略	略		診療情報管理室		略	略		鳥取県立厚生病院	略	略		医療技術局	略		中央検査室		<u>理学療法室</u>		略	略		診療情報管理室		略	略		<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">鳥取県立中央病院</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療技術局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央検査室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>病歴管理室</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">鳥取県立厚生病院</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療技術局</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央検査室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>病歴管理室</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		鳥取県立中央病院	略	略		医療技術局	略		中央検査室		略		略	略		<u>病歴管理室</u>		略	略		鳥取県立厚生病院	略	略		医療技術局	略		中央検査室		略		略	略		<u>病歴管理室</u>		略	略	
鳥取県立中央病院	略		略																																																																												
	医療技術局		略																																																																												
			中央検査室																																																																												
			<u>理学療法室</u>																																																																												
	略		略																																																																												
	診療情報管理室																																																																														
略	略																																																																														
鳥取県立厚生病院	略	略																																																																													
	医療技術局	略																																																																													
		中央検査室																																																																													
		<u>理学療法室</u>																																																																													
	略	略																																																																													
	診療情報管理室																																																																														
略	略																																																																														
鳥取県立中央病院	略	略																																																																													
	医療技術局	略																																																																													
		中央検査室																																																																													
		略																																																																													
	略	略																																																																													
	<u>病歴管理室</u>																																																																														
略	略																																																																														
鳥取県立厚生病院	略	略																																																																													
	医療技術局	略																																																																													
		中央検査室																																																																													
		略																																																																													
	略	略																																																																													
	<u>病歴管理室</u>																																																																														
略	略																																																																														
<p>（病院の所掌事務）</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">医療局</td> <td rowspan="4">診療科</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td><u>2 略</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> </table>		医療局	診療科	1 略	<u>2 略</u>	3 略	4 略	<p>（病院の所掌事務）</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">医療局</td> <td rowspan="5">診療科</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td><u>2 理学療法及び機能訓練に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> </tr> </table>		医療局	診療科	1 略	<u>2 理学療法及び機能訓練に関すること。</u>	3 略	4 略	5 略																																																															
医療局	診療科			1 略																																																																											
				<u>2 略</u>																																																																											
				3 略																																																																											
		4 略																																																																													
医療局	診療科	1 略																																																																													
		<u>2 理学療法及び機能訓練に関すること。</u>																																																																													
		3 略																																																																													
		4 略																																																																													
		5 略																																																																													

医療技術局		5 略 6 略	医療技術局		6 略 7 略
	略			略	
	略			略	
	中央検査室	略		中央検査室	略
	理学療法室	1 理学療法及び機能訓練に関すること。 2 理学療法室の管理に関すること。 3 理学療法及び機能訓練に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。			
	略			略	
	診療情報管理室	略		病歴管理室	略
	略			略	
	略			略	

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年3月12日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（争議行為の禁止）</p> <p>第5条 争議行為の禁止については、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）</u>第11条の規定の定めるところによる。</p>	<p>（争議行為の禁止）</p> <p>第5条 争議行為の禁止については、<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）</u>第11条の規定の定めるところによる。</p>

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。